

令和4年3月24日

ご家族の皆様へ

社会福祉法人パール  
特別養護老人ホーム・パール代官山  
理事長 新谷 弘子  
施設長 入江 祐介

『まん延防止等重点措置』解除後の面会について

日頃より、施設の感染予防対策に、ご理解・ご協力を頂き、有難う御座います。

新型コロナウイルス感染症について、3月22日より『まん延防止等重点措置』が解除されたところです。

感染予防拡大の観点から、原則として面会を制限しつつ、新たな生活様式に即した面会方法（オンライン面会、窓越し面会、パーティション越し面会等）への積極的な取り組みを求められているところです。

先般、渋谷区特養施設長連絡会にて区内特養施設及び渋谷区役所と協議の上、『まん延防止等重点措置』解除後の面会について、下記の通り方針を決定しましたので、ご通知いたします。

ご不便をお掛けしますが、引き続き感染予防対策への、ご理解・ご協力を頂けますよう、宜しくお願い致します。

記

- 1) 原則、不要不急の面会自粛をお願いします。
- 2) 面会希望の方は、事前に電話予約を頂き、週1回・短時間（15分程度）、1階相談室にてパーティション越しの面会を対応いたします。  
※注意①＝特養入居者フロアでの面会は禁止とさせていただきます。  
※注意②＝大人数での面会、面会時の飲食、直接的な介助はご遠慮ください。
- 3) 急変時やターミナル期の方の面会は別途対応させていただきます。
- 4) LINEによるオンライン面会は引き続き実施しておりますので、ご連絡下さい。

以上